単　位　事　務　名	
退　職　手　当	
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例第18条】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第10条】 鹿児島県職員退職手当支給条例　【昭和28年10月31日条例第54号】 鹿児島県学校職員の退職手当の支給に関する規則　【平成18年３月31日規則11号】 退職手当の請求手続等の取扱いについて（通知）　【平成22年10月25日鹿教教第300号】 鹿児島県学校職員の定年等に関する条例　【昭和59年３月31日条例第30号】 失業者の退職手当支給規則 雇用保険法 労働基準法
項　目	処　理　方　法
退職手当の種類	１　一般の退職手当（支給条例第２条の３・第３条・４条・５条） ２　失業者の退職手当（支給条例第９条） ３　予告を受けない退職者の退職手当（支給条例第８条の２） 職員の退職が労働基準法第20条及び第21条又は船員法第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は，一般の退職手当に含まれるものとする。ただし，一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは，一般の退職手当のほか，その差額に相当する金額を退職手当ととして支して支給する。
一般の退職手当	
支給要件	１　退職手当は職員が退職した場合にはその者に，死亡した場合にはその遺族に支給する。（支給条例第２条） ２　退職手当の支給制限等　（支給条例第11，18条） (1)　懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2)　地公法第28条第４項の規定により失職（地公法第16条第１号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者 (3)　職員が退職した場合（第11条第１項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において，その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは，この条例の規定による退職手当は支給しない。 （通算する定めのある国，地方公共団体の職員を含む。）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>支　給　額</td><td>
3　次の場合は支給を差し止める処分を行う。（支給条例第12条）
(1) 刑事事件に関して起訴をされた場合に，その判決の確定前に退職をしたとき。
(2) 退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

退職日給料月額 × 支給率 ＋ 退職手当の調整額 ＝ 退職手当額
退職手当の基本額
1　退職日給料月額には，教職調整額及び給料の調整額を含む。
2　支給率・・・勤続年数別・退職理由別に定めてある。（別表　退職手当早見表を参照）
3　勤続年数計算の要点
(1)　職員となった日の属する月から，退職した日の属する月までとし，一年未満の端数は切り捨てる。（通算，除算後）
(2)　休職，停職，育児休業の期間は１／２（平成４年４月１日以降に終期のある０歳児育児休業は１／３）除算する。但し公務上傷病の休職は除算しない。また登録職員団体専従の休職は期間除算する。
(3)　通算規定のある国・県・地方公共団体から，引き続き職員となった場合通算する。但し退職手当に相当する給与を支給されている期間は含まない。
(4)　地方公社職員，公庫職員，退職手当法施行令第６条及び第９条の２の職員の期間。
※　在職期間が６月以上１年未満の場合は１年とする。
4　退職手当の調整月額（支給条例第６条の４）
１号区分 65,000円　２号区分 59,550円　３号区分 54,150円　４号区分 43,350円
５号区分 32,500円　６号区分 27,100円　７号区分 21,700円　８号区分　　零
</td></tr>
<tr><td>請　求　手　続</td><td>
1　退職者の提出書類
(1)　退職予定者又は退職者（死亡退職の場合は，その遺族とする。以下同じ）は，次の表の各区分に応じた提出書類に必要事項を記入の上，退職時の所属長に提出すること。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>提　　出　　書　　類</th></tr>
<tr><td>一般職員
（臨時的任用職員及び死亡退職者の遺族を除く）</td><td>・退職手当報告書１（様式第２号）
・退職所得の受給に関する申告書（様式第４号）</td></tr>
<tr><td>臨時的任用職員</td><td>・退職手当報告書２（様式第３号）
・退職所得の受給に関する申告書（様式第４号）</td></tr>
<tr><td>死亡退職者の遺族</td><td>・退職手当報告書２（様式第３号）
・戸籍謄本</td></tr>
</table>
(2)　次の表の左欄に該当する者は，当該右欄に掲げる提出を必要とする書類を(1)の表に掲げる提出書類に添付すること。
</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法

該当する者	提出を必要とする書類
退職後に氏名を変更した者	・戸籍抄本
公務外の傷病により退職した者	・主治医師及び公的医療機関の医師による診断書（地方公務員等共済組合法施行令の別表１に該当する障害の状態が判定できる医療経過及び所見を記載したもの。） ただし，公立学校共済組合が交付する「障害程度の認定書」の写しがあれば，診断書の提出は不要
死亡退職者の遺族 （配偶者以外の遺族の場合）	・生計関係申立書（様式第５号） ・総代者選任届（様式第６号） ただし，手当の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上の場合で総代者を定めた場合に限る。 ・印鑑登録証明書 総代者を定めた場合で，総代者以外の者は提出すること

該当する者	提出を必要とする書類
鹿児島県の知事部局・各種委員会事務局（教育委員会事務局を除く。）・警察等の各職員，条例第７条に規定する国又は他の地方公共団体の職員・地方公社・休職指定法人・特定地方独立行政法人・一般地方独立行政法人・移行型一般地方独立行政・公庫等（国立大学法人）の職員として在職期間がある者	・任命権者による履歴証明書 ・任命権者等による退職手当支給有無証明書（様式第７号） （当該職員の退職の際の退職手当又は退職手当に相当する給与の支給有無証明）

２　退職時の所属長の提出書類

退職時の所属長等は，１により提出のあった書類について必要事項が記入されているかどうかを確認の上，次の表の各区分に応じて提出すること。

なお，１の提出書類以外に提出書類がある場合は，必要事項を記入して提出すること。

区　　分	提出書類	提出先
市町村立学校職員 （県費負担教職員）	・１ の提出書類	所轄教育事務所長
県立学校職員	・１ の提出書類 ・退職者報告書(様式第１号)	教職員課長
教育委員会事務局職員 （学校以外の教育機関の職員を含む。）	・１ の提出書類 ・退職者報告書(様式第１号)	総務福利課長

<table>
<tr><th>処　　理</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td></td><td>
３　教育事務所長及び総務福利課長の提出書類
教育事務所長及び総務福利課長は，２により提出のあった書類について，必要事項が記入されているかどうかを確認の上，次の表の各区分に応じて提出すること。
なお，２の提出書類以外に提出書類がある場合は，必要事項を記入して提出すること。
ただし，臨時的任用職員については，履歴カード等の写しの添付は不要とし，退職者報告書(様式第１号)に履歴証明することとする。
<table>
<tr><th>提　出　者</th><th>提　出　書　類</th><th>提　出　先</th></tr>
<tr><td>教育事務所長</td><td>・２ の提出書類
・退職者報告書(様式第１号)
・履歴カードの写し
（履歴証明すること）</td><td rowspan="2">教職員課長</td></tr>
<tr><td>総務福利課長</td><td>・２ の提出書類
・人事記録カードの写し
（履歴証明すること）</td></tr>
</table>
４　提出期限
退職日が事前に把握できる職員については，定年・勧奨等で提出期限が別途指定される場合（年度末退職者）を除き，提出書類を当該職員の退職日の１か月前から退職日までの間に教職員課長に提出すること。
ただし，死亡等による予期し得ない退職の場合は，提出書類が整い次第，速やかに提出すること。
５　退職手当額の決定・通知
教職員課長は，退職手当額を決定した時は，退職手当額決定通知書（様式第10号）を退職者（死亡退職の場合は，その遺族）に交付する。
</td></tr>
<tr><td>時　　効</td><td>退職（死亡）の日後５年間</td></tr>
<tr><td>退職手当の支払期限</td><td>
鹿児島県職員退職手当支給条例第２条第４項の「特別の事情がある場合」とは，次に掲げる場合等をいうものとし，これらの場合には，退職日から起算して１月以上の支払ができないことがある。
(1)　死亡等による予期し得ない退職のため，事前に退職手当の支給手続を行うことができなかった場合等であって，退職手当の支給手続に相当な時間を要するとき。
(2)　鹿児島県職員退職手当支給条例第７条第５項の規定により，職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる地方公務員又は国家公務員としての引き続いた在職期間があると考えられる場合等であって，その確認に相当な時間を要するとき。
(3)　提出書類を定められた期限までに提出しなかったとき。
</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法

退職手当の請求手続等流れ図

区分	請求手続等流れ図
市町村立学校職員（県費負担教職員）	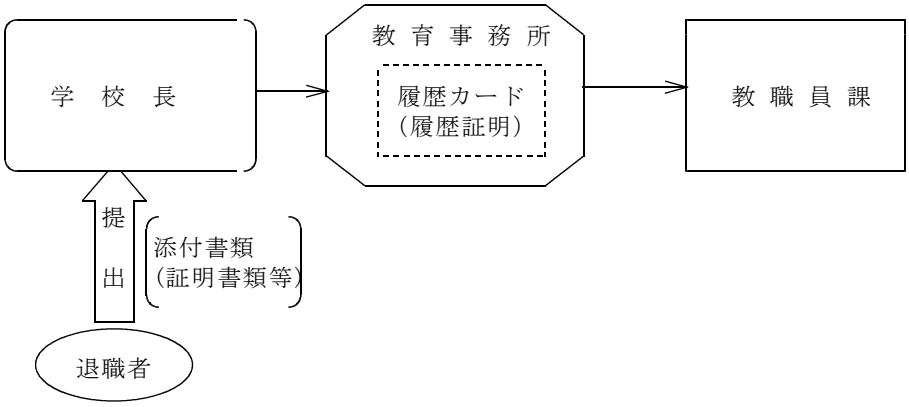
県立学校職員	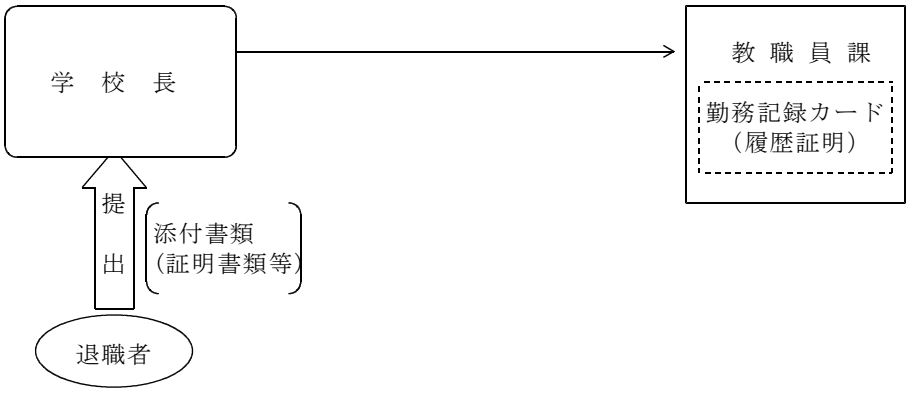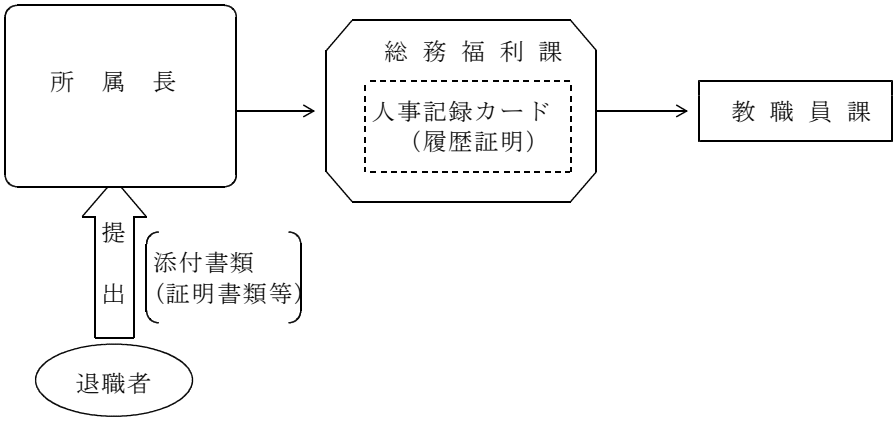
教育委員会事務局職員